

V 共済事業

1 基本的な考え方

- 生協共済と保険には一定の差異が認められるものの、金融事業の一種であることや、破綻時に契約者に与えるリスクが大きいことを踏まえれば、一定の規制が必要である。
- 協同組合の特性を今後とも維持、発展していけるよう、他の協同組合法における規定の整備状況を参考にしながら、法改正を行うことが必要である。その際、他の協同組合との比較も行ったうえでの生協の特質を踏まえ、配慮すべき点があれば、それを踏まえて見直しを行うこととする。
- なお、見直し後は、規制の実効性を担保することが重要であり、共済事業の監督事務について、ガイドラインを策定し、それに基づき、指導監督を行うことが必要である。

2 措置の具体的内容

(1) 共済事業に対する規制の基本的枠組

- 現行法においては、共済事業を実施するすべての生協に対し、健全な運営を確保するための一定の規制が導入されている。また、生協が実施する共済事業は、各生協が独自に事業を実施しているものも多く、その規模、事業内容も、見舞金的なものから、複雑かつ高度なものなど、多岐にわたっている。これらを踏まえ、これまで同様、共済事業を実施する生協について、一律に規制措置を講じることを基本とする。
- ただし、生協が、組合員の自治により運営される組織であることを踏まえれば、共済金額が極めて低額な給付のみを実施している場合には、破綻時に加入者が負うリスクはそれほど大きくないといえ、生協の自治運営に委ねることとしてもよいと考えられることから、規制の対象から外すこととする。
- 高度な規制については、消費者の相互扶助組織という生協の特質を損なわないよう、一定の生協について、さらに上乘せして措置を講ずることとする。

(2) 規制対象の範囲

- 現在、共済契約者1人につき共済金額の総額が5万円を超えないことを定める共済事業規約については、行政庁の認可が不要とされている。しかし、

このように、共済金額が極めて低額で見舞金的な給付のみを実施している場合は、組合員による自治運営に委ねることが可能であり、また、5万円という額は、昭和34年以来、見直されていないことから、共済事業規約の認可が不要とされている共済金額の額を引き上げるとともに、共済事業に係る規制の対象から、法令上も明確に外すこととする。

(3) 入口規制

- 財政的に脆弱な生協が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う生協が最低限保有すべき出資金額（最低出資金）の基準を設定する。

(4) 健全性（内部の体力充実）

① 共済事業との兼業規制

- 生協は、連合会も含め、組合員のニーズに応じて各種サービスを総合的に提供しており、その意義は大きい。また、他の事業との兼業割合も約5割と高く、これまでも共済事業と他の事業をそれぞれの事業の健全性を確保しながら兼業している事例が存在している。しかしながら、事業の規模が一定以上の生協においては、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響は大きい。

また、再共済事業、再々共済事業を行う連合会についても、他事業の財務状況が悪化し、それが再共済事業や再々共済事業に影響を及ぼした場合、出再している生協に大きな影響を与えることとなる。

- このため、規模が一定以上の共済事業を実施する消費生活協同組合及び連合会、再共済事業、再々共済事業を行う連合会については、当該生協は、他の事業を兼業することができないとすることが必要である。

ただし、他の生協との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、かつ、当該共済責任について、自らが負担部分を有しない生協については、兼業を可能とする。

- なお、共済事業と他の事業を兼業する生協については、出資金のような各事業に共通の資産があることなどから、ソルベンシー・マージン比率の算出など共済事業に固有の規制を適用するに当たっては、共済事業の健全性を担保できるような規制とするとともに、具体的な運用に当たっても、その他の規制と併せて、共済事業の健全性を的確に担保できるようにしていく必要がある。

② その他の健全性に関する事項

- 生協が、共済事業を健全に実施するために、自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す行政上の指標やそれに基づく行政上の是正措置を定め、財務の健全性を担保することが必要である。
- また、共済事業の健全性を確保するためには、契約が長期にわたり共済数理の知識及び経験を必要とする場合など一定の場合には、共済数理の専門家である共済計理人による関与を義務付けることが必要である。
- これらを踏まえ、以下のとおり、共済事業の財務の健全性を確保するための見直しを行う。
 - ・ 諸準備金の充実（法定準備金の積立割合の引き上げ（10分の1から5分の1）等）
 - ・ 共済計理人の関与の義務づけ
 - ・ 健全性基準（ソルベンシー・マージン比率）の導入

(5) 透明性（外部からの監視）

- 共済事業は、事業の実施状況や財務状況の透明性がその他の事業以上に求められる事業であると考えられる。このため、潜在的な組合員等に対し、業務や財務状況を広く情報提供する必要がある。また、会計処理が適切に行われなかったために共済金の支払が適切に行われなかったといった事態が発生した場合、組合員の生活に与える影響は大きいことから、以下のとおり、見直しを行う。
 - ・ 経営情報の開示の義務づけ
 - ・ 外部監査の義務づけ（負債総額が一定以上の共済事業を実施する単位組合又は連合会）

(6) 契約締結時の契約者保護

- 契約締結時の契約者保護の観点から、生協やその役職員などの共済を推進する者が、推進を行う上で行ってはならない行為（契約者に虚偽のことを告げ、又は契約条項のうち重要なことを告げないこと等）について定める必要がある。
- また、共済代理店の設置に関する組合のニーズや、現在の共済推進の実態等を踏まえ、共済推進を行う者として共済代理店を法令上定め、必要な制度について規定するとともに、共済代理店の設置に当たっては、届出制などとした上で、共済推進時の禁止行為をこれらの者にも適用するとともに、共済代理店の行為に関する生協の損害賠償規定、生協による共済代理店に対する教育の義務づけ等を行う必要がある。

- 共済代理店となりうる者の範囲については、他の協同組合法である農協法や中小企業等協同組合法においては、募集行為の適切性を担保するための一定の措置を導入しつつ、その範囲には限定が課されていないものの、生協が行う共済事業の共済代理店を認めるに当たっては、他の協同組合と異なり、消費者の相互扶助組織であるという生協の性質や具体的なニーズなどを踏まえ、一定の範囲に限定することを検討することも必要である。
- なお、共済事業を行う生協は、あくまで組合員の相互扶助組織であるという趣旨を踏まえれば、当該生協と関係のない第三者（組合の役職員、組合員等以外の者）に共済契約の締結と併せて、その前提となる組合への加入手続を行わせることは、必ずしも適切ではないと考えられる。
- さらに、共済期間が1年以下である場合など、一定の場合を除き、生協の共済契約締結時にも、クーリングオフ制度を導入することが、契約者保護に資する。
- これらを踏まえ、以下のとおり、契約締結時の契約者保護のための見直しを行う。
 - ・ 共済推進時の禁止行為等の導入
 - ・ 共済代理店に関する規定の整備
 - ・ クーリングオフ制度の導入

(7) 破綻時の契約者保護

- 生協の破綻等による契約者の不利益を未然に回避することは、契約者保護に資することから、契約条件の変更を可能とすることにより、共済事業の継続を可能にすることや、現在認められている責任共済以外の共済契約についても、包括移転を可能とすることが必要である。
- また、生協の破綻時に契約者を保護するため、保険業法に基づく保険契約者保護機構のような仕組みを設けることも考えられるが、共済事業と他の事業を兼業している場合には、共済事業の実施事業全体に占める割合や組合の破綻理由がさまざまなことや、兼業の有無にかかわらず、実施する共済事業の種別は、生協によってさまざまであることから、そのような仕組みを設けることにはなじまないと考えられる。
- これらを踏まえ、以下のとおり、生協の破綻時や破綻によるリスク回避のための契約者保護のための見直しを行う。
 - ・ 契約条件の変更（予定利率の引き下げ）に関する規定の整備
 - ・ 契約の包括移転（自賠償共済以外）

- ・セーフティネットとしての再共済・再保険のさらなる活用

(8) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

- 生協がその組合員のために、共済事業を実施していることからしても、共済事業を実施する上で、組合員のニーズに、迅速、かつ、適切に応えることが必要である。
- また、共済事業の健全性確保のための現行の規制に加え、さらに規制が新設されることを踏まえれば、共済金の最高限度額の見直しや資産運用に関する規制の緩和を、必要な範囲で行うことは、同様に、契約者ニーズを反映した事業実施に資するものであると考えられる。
- これらを踏まえ、契約者ニーズを反映した円滑な事業実施を可能にするため、以下のとおり、見直しを行う。
 - ・共済金の最高限度額の規制方法の見直し（最高限度額規制の撤廃）
 - ・保険代理制度（保険会社の業務を代理することができる制度）の導入
 - ・資産運用規制の緩和
 - ・事業規約変更の手続の簡素化（軽微な事項について総会の議決を不要にする等）
- なお、保険代理制度の導入を認める場合には、共済事業と保険会社の業務の代理を併せて行うことから、これらの誤認防止措置を講ずることが必要である。

VI その他

1 職域組合の退職者の組合員資格

- 少子高齢化が進み、地域のつながりが希薄化する中で、公助、自助のほか、生活保障システムとしての「共助」の仕組みづくりが期待されている。特に、今後いわゆる団塊の世代が大量に定年退職を迎えることとなるが、これら団塊の世代をはじめとする定年退職者の「共助」の仕組みとして、共済事業の継続利用など職域組合の果たす役割は大きいと考えられる。このため、職域組合の退職者の組合員資格を認めるための見直しを行う。

2 大学生協の学生の組合員資格

- 大学生協において、学生が、大学という職域の附近に居住する者として組合員になっていることから、本来の組合員として位置づけるべく、見直しを行う。